

教育課程編成の手引き

～ 特別支援学校編 ～

令和2年3月

島根県教育委員会

特別支援学校編

I 総則

小学部・中学部学習指導要領

○総則	総則 1
前文	総則 2-3
教育目標	総則 4
小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割	総則 5-8
教育課程の編成	総則 9-14
(高等部の教育課程の編成)	総則 15
教育課程の実施と学習評価	総則 16-20
児童又は生徒の調和的な発達の支援	総則 21
学校運営上の留意事項	総則 22
道徳教育に関する配慮事項	総則 23-24
重複障害者等に関する教育課程の取扱い	総則 25-30
○特別の教科 道徳	総則 31-32
○外国語活動	総則 33
○総合的な学習の時間	総則 34
○特別活動	総則 35

II 各教科等

○視覚障がい教育の配慮事項	各教科 1
○聴覚障がい教育の配慮事項	各教科 2
○肢体不自由教育の配慮事項	各教科 3
○病弱教育の配慮事項	各教科 4
○知的障がい教育	各教科 5
(知) 各教科等の基本的な考え方・指導の特徴について	各教科 6-11
(知) 各教科について	各教科 12

III 自立活動

○障がいの捉え方と自立活動	自立活動 1
○合理的配慮と自立活動のかかわり	自立活動 2
○今回の改訂の要点	自立活動 3
○自立活動の意義	自立活動 4-5
○自立活動の指導の基本	自立活動 6
○自立活動の内容	自立活動 7-11
○実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示	自立活動 12-13
	自立活動 14

Ⅳ 幼稚部

幼稚部教育要領

- 教育の基本及び目標
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
- 教育課程の役割と編成等
- 指導計画の作成と評価
- 留意事項等
- ねらい及び内容等

幼稚部 1

幼稚部 2

幼稚部 3-4

幼稚部 5

幼稚部 6

幼稚部 7-8

幼稚部 9

Ⅴ よくある質問 Q&A

○Q1～Q22

Q&A1-8

表記について

○「特別支援学校編」においては次のように表記しています。

- ・特別支援学校幼稚部教育要領 ⇒ 教育要領
- ・特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 ⇒ 学習指導要領
- ・特別支援学校教育要領・学習指導解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）⇒ 解説総則編
- ・特別支援学校教育要領・学習指導解説 各教科等編（小学部・中学部）⇒ 解説各教科等編
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）⇒ 解説自立活動編
- ・知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 ⇒ 特別支援学校（知）
- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
⇒ 特別支援学校（視、聴、肢、病）

○原則としては「障がい」と表記していますが、引用部分（法令等）を「障害」と表記している箇所があります。

○文字の強調部分について

- ・文部科学省における学習指導要領等説明会において、強調された部分についてアンダーラインや太字等で表しています。